

神津島村

子育てガイドブック

2026年度
バージョン♪



神津島村公共施設連絡先一覧表

■村役場

TEL 04992-8-0011

●診療所

TEL 04992-8-1121

●診療所歯科

TEL 04992-8-1361

●保健センター

TEL 04992-8-0010

●子ども家庭支援センター

TEL 04992-8-1180

●はまゆう保育園

TEL 04992-8-0229

●小学校

TEL 04992-8-0009

●中学校

TEL 04992-8-0585

●高校

TEL 04992-8-0556

●島しょ保健所

TEL 04992-8-0880

●社会福祉協議会

TEL 04992-8-0819

●潮彩の会

TEL 04992-8-0670

「こんなときはどうしたらいいのだろうか？」
と思うときはありませんか。
一人で悩まずに、お気軽に保健センターへ。
保健師が妊娠・出産・子育てに関する情報提供
や相談を受け付けています。

保健センターLINE ID @iez1523c

QRコード



はじめに

「神津島村子育てガイドブック」は、これから出産を迎える方、子育て中の方、転入された方向けに神津島村の子育てに関する情報を集めて作成しました。神津島村で子育てされるみなさまが日々生き生きと、健康に過ごす一助となれば幸いです。

紹介している情報について分からない点などありましたら、遠慮なく担当施設にお問い合わせ下さい。

神津島村保健センター

もくじ

■ もうすぐお母さんになる方へ

- 妊娠中の流れとやることリスト …1p
- 助成金などの制度について …8p

■ お子さんが生まれたら

- 出産後の流れとやることリスト …14p
- 出産後のお手続き …15p
- お子さんの健康診査・予防接種 …24p

■ 子育てを支える様々なサービス

- 困ったときの相談先 …29p
- お子さんを預けたいと思ったら …31p
- お子さんの遊び場所 …32p
- 各種教室・イベントなど …33p

■ 保育園・小学校 …35p

■ 障害のあるお子さんへの支援

- 相談したいと思ったら …37p
- さまざまな制度のご案内 …38p

■ 病気になったときには

- 神津島診療所について …41p
- 島外医療機関にかかる交通費助成 …43p

もうすぐお母さんになる方へ

妊娠週数

必要な健診・手続きなど

6～11 週

12～15 週

※つわりで食欲がない時は食べられる物を少しずつ摂取してみましょう。
※薬の服用・レントゲン検査等に注意しましょう。
※パートナーの方の風疹の予防接種はお済みですか？受けてなければ、風疹の予防接種を受けましょう。2p

16～23 週

※体調が少しずつ安定してきます。食事のバランスに気を付け、無理のないように身体を動かしましょう。

24～27 週

※いつもより強い子宮収縮や頻繁な収縮があるときは横になりましょう。収まらないときは受診を。

28～31 週

※お腹が張りやすくなったり、マイナートラブルが出やすくなります。休息は十分にとりましょう。

32～35 週

※分娩の際に連絡する家族の連絡先や病院・タクシーの連絡先をまとめましょう。

36 週～

- 妊娠届出・母子手帳の交付 2p
- 妊婦のための支援給付金(1 回目) 13p
- 子ども商品券(1 万円分)の支給

- 妊婦健診(4 週に 1 回) 3p
- 出産場所・方法を考える
- 生活習慣の見直し

●働いている妊婦さんは職場に妊娠を伝え、過重な労働を避けます。体調が悪い時は勤務先に職務軽減等について相談しましょう。

- 妊婦健診(4 週に 1 回) 3p
- 出産支援特別助成金の申請 8p
- マタニティクラス・パパママクラス 6p

- 妊婦健診(2 週に 1 回) 3p
- 出産支援特別助成金の申請 8p
- 妊婦歯科健診 6p
- 出産・育児用品準備

- 妊婦健診(2 週に 1 回) 3p
- 出産支援特別助成金の申請 8p
- RS ワクチンの接種 7p
- 妊娠 8 ヶ月面談 6p
- 出産・育児用品準備

- 妊婦健診(2 週に 1 回) 3p
- 妊婦のための支援給付金(2 回目) 13p
- 34 週までには島外へ
- ※お腹の赤ちゃんとお母さんのことを考えると、少なくとも 34 週までに出島していただいたほうが安全です。
- 出産・育児用品準備

- 妊婦健診(1 週に 1 回) 3p

妊娠届出・母子健康手帳交付

問 保健センター Tel8-0010

- ① まず神津島村診療所か内地の医療機関(産婦人科)を受診しましょう。診療所を受診する場合には、午前中の一般外来を受診しましょう。
- ② 母子手帳や妊婦健診受診券の発行を行いますので、保健センターに来所してください。持ち物：マイナンバーカード、振込先の口座番号等がわかるもの(各種助成金の説明や妊婦健診の説明などを保健師から行いますので、時間に余裕をもっての来所をお願いします。また来所する際には事前にご連絡いただけますと幸いです)
できるだけ、12週までに母子手帳を受け取るようにしましょう。

東京都風しん抗体検査事業

問 診療所 Tel8-1121

生まれてくる赤ちゃんへの障害(先天性風しん症候群)の発生を防止するため、風しんの免疫をもっているかどうか調べる抗体検査が受けられます。

■抗体検査対象者

- ① 19歳以上の妊娠を希望する女性で風しん抗体検査を希望する者
- ② 妊娠を希望する女性のパートナー
- ③ 妊婦のパートナー
- ④ 妊婦と同居している者

※ただし、すでに風しんワクチンの接種を2回以上受けていることが確認できる者と、他の医療機関等で抗体検査を受け、結果が確認できる者を除く。

■予防接種対象者

抗体検査結果で低抗体者となった者

■料金

抗体検査 無料
予防接種 1,000円



妊婦健康診査について

■妊婦健康診査の回数と受診時期

妊娠初期から23週までは4週に1回、24週から34週までは2週に1回、35週以降は週に1回の受診が必要です。

●標準的な妊婦健診の例

期間	妊娠初期～23週	妊娠24週～35週	妊娠36週～出産まで
健診回数	1・2・3・4	5・6・7・8・9・10	11・12・13・14
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通する基本的な項目	<ul style="list-style-type: none"> ●健康状態の把握・・・妊娠週数に応じた問診・診察を行います。 ●検査計測・・・妊婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状態を確認するための基本検査を行います。 基本検査例：子宮低長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査(糖・蛋白)、体重 ●保健指導・・・妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に関するアドバイスを行います。 		
必要に応じて行う医学的検査	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査(初期に1回) 血液型(ABO血液型、Rh血液型、不規則抗体)、血算、血糖、B型肝炎抗原、C型肝炎抗体、HIV抗体、梅毒血清反応、風疹ウイルス抗体 ●子宮頸がん検診(初期に1回) ●超音波検査(期間内に2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査(期間内に1回) 血算、血糖 ●B型溶血性レンサ球菌(期間内に1回) ●超音波検査(期間内に1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査(期間内に1回) 血算 ●超音波検査(期間内に1回)
	<ul style="list-style-type: none"> ●血液検査 HTLV-1抗体検査(妊娠30週までに1回) ●性器クラミジア(妊娠30週までに1回) 		

■妊婦健康診査の費用助成

・都内で受診される方

妊婦健康診査14回分、妊婦超音波検査4回分、妊婦子宮頸がん健診1回分の受診票をお渡しします。この受診票は東京都内の医療機関で使用することができます。(再交付はできませんのでご注意ください)

※使用しなかった券は保健センターにご返却ください。

・都外で受診される方

都外の医療機関、または都内の一部助産院で受診される方は、受診票が使用できませんので、償還払い制度があります。詳しくは、9ページの「都外妊婦健診の助成について」をご参照下さい。



重要です！必ずお読みください！！

【初回の妊婦健診に関して】

初回の妊婦健診(母子手帳が発行された後の1回目の健診)は、出産する病院か出産する病院に指定された内地の医療機関で受けて下さい。

初回の妊婦健診は、妊娠週数の確定や正常な妊娠かの判断などお母さんとお腹の赤ちゃんにとって特に大事な健診です。また、今後の妊婦健診や里帰りの時期などを相談する大事な機会でもあります。

【初回以降の妊婦健診に関して】

初回以降の健診は、神津島村診療所で受けてよいかどうかを出産病院の主治医にご確認ください。その際には診療所では、『経膈エコー』『子宮頸がん検診』『クラミジア抗原検査』『膣細菌培養検査』ができないこと、診療所の医師は産婦人科医ではないことをお伝えください。

診療所で、妊婦健診を受けてよいと言われた場合には、主治医から診療所に宛てた紹介状をご持参の上受診してください。

また診療所で妊婦健診を受けてもよいと言われた方でも、8週に1回は出産する病院か、出産する病院に指定された内地の医療機関で受けて下さい。

【主治医の許可を得て、神津島診療所で受診する場合】

診療所の妊婦健康診査実施日は毎週水曜日15時からとなります。1週間前までに必ず診療所(電話：8-1121)にご予約ください。

※出血や腹痛などの症状がある方は、健診日以外でも受診できます。事前に診療所に電話した上で受診をして下さい。



重要です！必ずお読みください！！

【産前の内地滞在について】

妊娠中、急な体調の変化がおこることも考えられます。

お母さんと赤ちゃんの安全を守るために**34週までには、必ず出島してください**。いざ出島しようと思った時に、天候不良で島を出る交通手段がないことも考えられます。出島することがどうしても難しい場合には、ご相談ください。

【産後の内地滞在について】

生後1ヶ月以内の赤ちゃんは体温調節機能や免疫が十分ではないため体調が変化しやすくなっています。**1ヶ月健診が終わる頃までは出来る限り島外で過ごし、何かあったときにすぐに医療機関にかかれるようにしておくことをおすすめします。**



マタニティクラス・パパママクラス

問 保健センター **Tel8-0010**

年に3回助産師さんが来島された際に実施しています。妊娠された方とご家族を対象に、妊娠中の健康管理、出産準備、新生児の育児などを学べる教室です。

2026年度は6月・11月・3月に助産師さんが来島される予定です。対象者には個別にご連絡いたします。

妊娠8ヶ月面談

問 保健センター **Tel8-0010**

保健師・看護師が出産に向けた準備や産前産後の過ごし方についてご相談にのります。必ず実施しておりますので、出産に向けて内地に出島される時期が決まりましたら保健センターにご連絡下さい。

妊婦歯科健診



問 診療所歯科 **Tel8-1361**

歯科健診を公費で1回受けることができます。妊娠中の口の中は、むし歯や歯の病気になりやすい環境です。健やかな妊娠・出産のため、歯科健診の受診をお勧めします。事前に診療所歯科にご予約の上、妊婦歯科健診票をご持参して受診して下さい。

妊婦高血圧症候群等の医療給付

妊婦高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、
心疾患などで入院治療が必要になった場合、その入院
医療費の一部が助成されます。



詳しいことは、QR コードから東京都の HP にアクセスしてご確認ください。

令和8年度から、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン の定期接種が開始されます。

定期接種の対象：接種時点で、妊娠 28 週 0 日 から 36 週 6 日 ま
での妊婦の方。過去の妊娠時に RS ウイルスワクチン（母子免疫ワ
クチン）を接種したことがある方も対象になります。

※現在神津島診療所でも接種できるように準備しております。島外
での接種をお考えの方は 28 ページの「島外で予防接種をうける場
合」をご確認ください。





出産支援特別助成金

問 保健センター TEL8-0010

都内などで、妊婦健診を受ける際の交通費助成を、神津島村独自の事業として行っております。
妊婦健診を受けに島外に出て帰島した場合、1回につき4万円を5回まで申請することができます。

■対象

神津島村に住民登録があり、実際に居住されている方

■対象期間

母子手帳交付日から出産するまでの間
出産の為の出島後（帰島後も含む）の申請は、対象外になりますのでご注意ください。

■申請に必要なもの

- ・母子手帳（健診欄に島外の病院名印が押してあるもの）
※健診を受けたら、必ず押印があるか確認して下さい。
- ・印鑑（シャチハタ不可）
- ・住民票（初回申請時のみ必要）
- ・振込先の口座番号等が確認できるもの
※通帳もしくはキャッシュカード
（七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ）
- ・交通機関が発行した領収書
- ・飛行機の場合は搭乗券（搭乗日を確認するため）

■申請方法

- ・健診を受診した最後の日もしくは出産後半年以内に
保健センターに申請をしてください。
まとめて申請することができます。

都外妊婦健診の助成について

問 保健センター TEL8-0010

里帰り出産等のために、都内の契約医療機関外で妊婦健康診査を受診したために、妊婦健康診査受診票等が使用できなかった方に対して、妊婦健康診査費用の一部を助成します(上限あり)。

■対象

- ・母子手帳交付後の妊婦健診であること
- ・里帰り出産等で、都内契約医療機関以外で妊婦健診を受診したために、「妊婦健康診査受診票」「妊婦超音波検査受診票」「妊婦子宮頸がん検診受診票」が使用できなかった
- ・妊婦健診受診日現在、神津島村に住民登録がある

※対象外となる要件

- ・都内契約医療機関を受診した分
- ・保険診療分
- ・文書料や予防接種料等

■申請に必要なもの

- ・母子手帳(健診欄に島外の病院名印が押してあるもの)
- ・医療機関が発行した領収書・診療明細書(コピー不可)
- ・未使用の受診票
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・マイナンバーカードまたは資格確認証
- ・住民票(出産支援特別助成金を既に申請している場合は不要)
- ・振込先の口座番号等が確認できるもの

※通帳もしくはキャッシュカード(七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ)

そ
ろ
つ
い
る
も
の
日
付
が

■申請方法

- ・健診を受診した最後の日もしくは出産後半年以内に保健センターに申請をしてください。まとめて申請することができます。

☆使用しなかった券は保健センターにご返却ください。

■助成金の上限額（2025年度） **※今年度の金額は未定**

- 1枚目の青い受診票（1回目）→ 11,280円
- 2枚目以降の黄色受診票（2回目～14回目）→ 5,280円
- 超音波検査受診票（4枚）→ 5,300円
- 子宮頸がん検診受診票（1枚）→ 3,400円

新生児聴覚検査費の助成について

問 保健センター **TEL8-0010**

里帰り出産などで都内の契約医療機関外で新生児聴覚検査を受けた場合には、新生児聴覚検査受診票は使用できません。その場合には、新生児聴覚検査費用の一部(3,000円※要確認)を助成いたします。

■申請に必要なもの

- ・母子手帳
- ・医療機関が発行した領収書
- ・未使用の受診券
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・マイナンバーカードまたは資格確認証
- ・振込先の口座番号等が確認できるもの

※通帳もしくはキャッシュカード(七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ)

■申請先

保健センター

出産前後支援助成金

問 保健センター TEL8-0010

出産の準備のための出島後の、産前産後に係る宿泊費または、交通費の助成をします。下記のどちらか一方の助成になります。

■対象

神津島村に住民登録があり、実際に居住されている妊婦

■対象となる費用(①もしくは②のどちらか一方)

- ① 出産に備え、34週以降に島外の出産する場所に事前に待機及び出産後31日までの宿泊費
- ② 出産に備え、島外に出島した際の里帰り先までの往復交通費

区分	補助対象経費	助成額
宿泊費	出産に備え、待機及び出産後31日までに要した宿泊費。対象となる宿泊費の補助は、妊娠34週以降から出産後31日までとする。	1泊につき、2,000円とし、74泊を上限とする。
交通費	里帰り先までの往復交通費 出産に備え、島外に出島した際の里帰り先までの往復交通費。基準場所は、調布飛行場または、東京港竹芝棧橋等の最寄り駅から里帰り先までとする。	148,000円までを上限とし、係る経費の1/2を助成する。

■申請方法

出産後半年以内に保健センターに申請をして下さい。

■申請に必要なもの

- 宿泊機関及び交通機関が発行した領収書(コピー不可)
- 医療機関が発行した領収書(コピー不可)
- 出産が証明できるもの(母子手帳もしくは受診医療機関の出産に係る領収書等)
- 印鑑(シャチハタ不可)
- 振込先の口座番号等が確認できるもの
※通帳もしくはキャッシュカード(七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ)

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

問 役場福祉課 TEL8-0011

■国民年金保険料が免除される期間

出産※予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

■対象

「国民年金第1号被保険者」の方。ただし、国民年金の任意加入期間は対象になりません。

■届出時期

出産予定日の6カ月前から届出可能です。お早めの届出をおすすめします。なお、出産後も届出が可能です。

■申請先

役場福祉課。または年金事務所。

■詳細について

日本年金機構「国民年金保険料の産前産後期間の免除制度」



<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20180810.html>

妊婦のための支援給付金(1回目)

問 保健センター TEL8-0010

■対象

神津島村に住民登録がある妊婦

■支給額

妊婦 1 人につき 5 万円

■申請方法

妊娠届出時の面談の際、妊婦給付認定申請書を記入いただきます。

■申請に必要なもの

- ・母子手帳
 - ・口座情報を確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ※妊婦ご本人名義の口座に振り込みとなります

妊婦のための支援給付金(2回目)

問 保健センター TEL8-0010

■対象

神津島村に住民登録があり申請日時点で出産予定日の 8 週間前以降または
出産により胎児の数が明らかになった日以降の妊婦

■支給額

5 万円×胎児の数

■申請方法

出産後半年以内に保健センターにご来所ください。

■申請に必要なもの

- ・母子手帳
 - ・口座情報を確認できるもの（通帳、キャッシュカードなど）
- ※妊婦ご本人名義の口座に振り込みとなります

お子さんが生まれたら

月齢

必要な健診・手続きなど

出生後～生後 1 か月

※1ヶ月健診までは、内地にとどまるようにしましょう。マタニティブルーなどが起こりやすい時期です。周りの方に手伝ってもらったり話を聞いてもらったりして、一人で抱え込まないようにしましょう。

- 産後 1 か月は島外へ
- 出生届 15p
- 出生通知ハガキの投函 15p
- 出産育児一時金の申請 16p
- 健康保険加入手続き 15p
- 児童手当の申請 17p
- 出産祝い金の申請 17p
- 出産支援特別助成金の申請 8p(未申請の方)
- 都外妊婦健診助成金の申請 9p
- 出産前後支援助成金の申請 11p
- 里帰り等新生児聴覚検査費の助成金申請 10p
- 乳幼児医療証の申請 18p
- 新生児聴覚検査 24p
- 先天性代謝異常検査 24p
- 1 か月健診 24p

生後 2 か月

※保健センターに体重計があります。測定希望がありましたらお気軽にご連絡ください。

- 予防接種開始 27p
- ※授乳や育児に関して相談ごとがあれば助産師さんに相談できます。来島日程が決まりましたらラインでお知らせします。

生後 3～5 か月

- 3・4 か月健診 25p
- 予防接種
- 離乳食教室 34p



生後 6～8 か月

- 6・7 か月健診 25p
- 予防接種

生後 9～11 か月

- 9・10 ヶ月健診 25p
- 予防接種

生後 12 か月～

- バースデーサポート事業 23p
- 予防接種

● 出産後のお手続き

出生届

問 役場福祉課 TEL8-0011

出生届は、生まれた日を含めて**14日以内に名前を付けて届出してください。**
出生届の用紙は出産後に病院で受け取って下さい。

■ 届け出先

- ・届出人の所在地(住所地のほか、里帰り先の一時滞在地も含む)
- ・父または母の本籍地
- ・子どもが生まれた市区町村の役所

■ 届け出に必要なもの

- ・出生届(出生証明書欄記入後のもの)
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・母子健康手帳
- ・届出人の身分証明書

出生通知ハガキ

問 保健センター TEL8-0010

母子手帳交付時に、出生通知票ハガキをお渡しします。まだお子さんの名前が決まっていなくても、**産後出来るだけ早く、ハガキの郵送をお願いいたします。**
いただいたハガキをもとに保健サービス(新生児訪問・予防接種・健診)のご案内をします。

健康保険の手続き

問 国民健康保険の方：役場福祉課 TEL8-0011
国民健康保険以外の方：各勤務先へ

生まれたお子さんが国民健康保険に加入する場合には、役場福祉課にてお手続きください。国民健康保険以外の保険に加入される場合には勤務先にお問い合わせください。

出産育児一時金



国民健康保険の方：役場福祉課 **TEL8-0011**

国民健康保険以外の方：各勤務先へ

【出産日に神津島村国民健康保険に加入している方】

支給金額は 48 万 8 千円(産科医療補償制度対象分娩の場合は 50 万円)です。妊娠 12 週を超えて(85 日以上)の死産・流産(医師の証明が必要)も支給されます。

出産育児一時金を、50 万円を限度に国民健康保険から医療機関へ直接支払う「直接支払制度」、出産育児一時金の受領を医療機関へ委任する「受取代理制度」が利用できます。「受取代理制度」を利用する場合は、世帯主が出産予定日の 2 か月前から国保に申請します。

これらの制度を利用すると、出産費用から出産育児一時金(50 万円を限度)を差し引いた差額を医療機関へ支払います。出産費用が 50 万円に満たない場合は、出産月のおよそ 2、3 か月後、国保から世帯主あて差額分の支給申請書を送ります。

制度を利用しないときは、出産後、世帯主の申請が必要です。

【社会保険などで支給される場合】

1 年以上ほかの保険の被保険者であった人が、退職後 6 か月以内に出産したときは、退職まで加入していた保険から、出産育児一時金が支給されます。

出産祝金

問 保健センター TEL8-0010

祝金を支給することで、お子様の出産を祝福するとともに、健やかな成長を後押しする、村独自の事業です。

■対象者

- ・支給対象児童の出生の日以前から引き続き1年以上本村に住所を有し、出産の日後1年以上本村に居住する意思を有する者。
- ・その他村長が必要と認める者。

■届出に必要なもの

- ・住民票(出生児を含むもの)
- ・出産が証明できるもの(母子手帳または受診医療機関の出産に係る領収書等)
- ・印鑑(シャチハタ不可)
- ・振込先の口座番号等が確認できるもの

※通帳もしくはキャッシュカード(七島信用組合、ゆうちょ銀行のみ)

■祝金額

第1子10万円、第2子15万円、第3子20万円、
第4子以降は同様に5万円ずつ加算するものとする。

児童手当

問 役場福祉課 TEL8-0011

18歳以下のお子さんに支給します。役場福祉課(TEL8-0011)にて**出生後15日以内**に必ず手続きをして下さい。

■申請に必要なもの

- ・申請者(保護者)と児童の健康保険証、またはその写し
- ・申請者名義の預金口座番号

(振り込みの場合は七島信用組合のみとなります)

乳幼児医療費助成制度(マル乳)

問 役場福祉課 TEL8-0011

医療機関等で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。

お子様が生まれてから6歳になった年の最初の3月31日まで支給します。

■届出に必要なもの

- ・申請者(保護者)と乳幼児の健康保険証またはその写し



義務就学児医療費助成制度(マル子)

問 役場福祉課 TEL8-0011

医療機関等で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を村が助成する制度です。

お子様が6歳になった年の最初の4月1日から15歳になった年の最初の3月31日まで支給します。

■届出に必要なもの

- ・申請者(保護者)と児童の健康保険証またはその写し



高校生等医療費の助成（マル青（あお））

問 役場福祉課 TEL8-0011

＜神津島村内に住所を有する高校生等を養育している方＞

高校生等とは高等学校の就学期（15歳の4月1日から18歳の3月31日）にある方を指し、高校在学中か否かを問いません。

また、高校生等が誰からも監護されておらず神津島村が認める場合は、高校生等本人が対象者となることができます。

なお、養育している高校生等が以下の状況にある場合は、助成対象になりません。

- 1.国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- 2.生活保護を受けている場合
- 3.児童福祉施設等に措置により入所している場合



未熟児養育医療

問 保健センター TEL8-0010

東京都内に居住する未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）が対象です。対象となる方は未熟児養育医療給付の申請書を保健センターへ提出してください。

- 対象者
- ① 出生時体重が2,000グラム以下の乳児
 - ② ①以外の乳児で、生活力が特に弱く、下記の「対象となる症状」に掲げるいずれかの症状を示す乳児

■対象となる症状

けいれん、運動異常

体温が摂氏34度以下

強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常

くり返す嘔吐（おうと）など消化器の異常

強い黄疸（おうだん）

ひとり親家庭等医療費助成制度(マル親)

問 役場福祉課 TEL8-0011

ひとり親家庭等の医療費助成制度は、ひとり親家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに重度障害のある家庭の親と子を受給者とし、受給者の保険診療に係る医療費の自己負担分のうち一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

申請に基づき、ひとり親家庭等医療証（マル親）を交付します。お子さんが18歳に達した最初の3月31日まで支給します。出生後15日以内、またはひとり親となった際に必ず手続きして下さい。詳しい要件などは、福祉課にお問い合わせください。

児童扶養手当

問 役場福祉課 TEL8-0011

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です(国制度)。詳しい要件などは福祉課にお問い合わせください。

児童育成手当

問 役場福祉課 TEL8-0011

児童育成手当制度は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、児童福祉の増進を図ることを目的としています。

■対象

下記のいずれかの状態にある 18 歳になった最初の 3 月 31 日までの児童を養育している保護者の方。また、所得制限以内の方。

- ・父または母が離婚した
- ・父または母が死亡した
- ・父または母が重度の障害（身体障害等級 1・2 級と同程度）の状態にある
- ・父または母が生死不明
- ・父または母が児童を 1 年以上遺棄している
- ・父または母が法令により 1 年以上拘禁されている
- ・母が婚姻によらないで出生し、父または母と生計を異にしている
- ・父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

※ただし、下記の場合は手当を受給できません。

- ・児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき
- ・父または母が事実上の婚姻状態にあるとき
- ・父母または養育者の住所が国内にないとき

子育て応援とうきょうパスポート

問 東京都福祉保健局

東京都では、18歳未満のお子様や妊娠中の方がいる世帯にパスポートを交付し、協賛店で提示することで商品の割引や粉ミルクのお湯の提供等、様々なサービスを受けられます。

とうきょう子育てスイッチ <https://kosodateswitch.metro.tokyo.lg.jp/>で必要事項を入力すると、デジタルパスポートを入手できます。

※利用の際、パスポートの提示以外に年齢確認書類等の提示を求められることがあります。

018（ゼロイチハチ）サポート・子育て応援+（プラス）

問 東京都福祉保健局

018 サポート

都内在住の0歳から18歳までの子供を対象に月額5,000円（年間最大60,000円）を支給します。

子育て応援+（プラス）

令和8年2月2日～令和9年4月1日の期間内で、0歳から14歳までの子供に対し、1人当たり11,000円を1回支給します。

→東京都が直接実施する給付事業のため、詳しくは東京都のホームページをご確認ください。



バースデーサポート事業

問 保健センター TEL8-0010

■対象

神津島村に住民登録がある1歳になるお子さん

■支給されるもの

こども商品券（第1子6万円分、第2子7万円分、第3子以上8万円分）

■申請方法

対象の方にバースデーサポート事業に係る申請書兼子育てアンケートを郵送しますので、期限までに保健センターにご提出ください。

～台風などの災害に備えましょう～



7月～10月は台風シーズンです。台風が来た場合、停電や断水が起きる可能性があります。

急に停電や断水が起きても困らないよう、粉ミルク用の水を事前に確保する、レトルトの離乳食を買っておくなどの準備をしておきましょう。

また、天気予報や気象庁が発表する防災気象情報などによって危険の接近を知ることができます。こうした情報に接したら、十分警戒し、危険なところに住んでいる場合は、早め早めに避難することが大切です。

保健センターでは「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」を配布しています。書き込みをしながら、「我が家の備え」としてお役立てください。またこのノートは、インターネットで「赤ちゃん和妈妈を守る防災ノート」と検索していただくこともダウンロード可能です。

「避難したいけど、車がなくて避難できない」「水がなくて子どもにミルクが飲ませられない」など、子どもや自分の安全が守れないときには、迷わず神津島村役場 8-0011 に電話してください。

● お子さんの健康診査・予防接種

新生児聴覚検査

問 保健センター TEL8-0010

新生児聴覚検査は、赤ちゃんが受けることができる耳のきこえの簡易検査です。都内の契約医療機関であれば、母子手帳交付時にお渡しする新生児聴覚検査受診票を使って、出産する病院で受けることができます。

都内の契約医療機関外で検査を受ける方は 10 ページをご確認ください。

先天性代謝異常検査

問 出産先医療機関

お子さんの成長に大きく影響する病気（先天性代謝異常）がないか、産後入院中に行う血液検査です。



1 か月健診

問 出産先医療機関

産後の 1 か月健診は病院から退院したあとのお母さんとお子さんをチェックする大切な健診です。基本的には、出産した病院で行われます。

(保険証の有無にかかわらず、自費になります。)

新生児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)

問 保健センター TEL8-0010

保健師もしくは助産師がお宅に訪問し、赤ちゃんの発育・発達の確認、育児に関する相談などに対応します。訪問の日程を調整するため、帰島後保健センターまでご連絡ください。



3・4 か月健診

問 保健センター TEL8-0010

赤ちゃんの身体の発育がめざましく、発達上の指標のある生後3か月から4か月に健診を実施します。お子さんの発達・発育の確認をするうえで大切な健診です。5か月ごろから始まる離乳食の進め方について栄養士からお話をします。また、赤ちゃんと保護者が絵本を通して楽しい時間を分かち合えるよう、子ども家庭支援センター職員が絵本をお渡しする「ブックスタート事業」を行っています。時期になりましたら、保健センターから郵送にてご案内いたします。

6・7 か月健診、9・10 か月健診

問 保健センター TEL8-0010

6・7 か月児、9・10 か月のお子さんのいる家庭に、受診票を郵送いたしますので、当日診療所にご持参下さい。診療所以外でも都内の一部を除く医療機関で受診できます。(直接医療機関にお問い合わせください)

1歳6か月健診・3歳児健診

問 保健センター TEL8-0010

1歳6か月および3歳のお子さんを対象に医師による診察のほか、歯科医師による健診・フッ素塗布を実施しています。時期になりましたら、保健センターよりお知らせいたします。



歯科相談

問 保健センター TEL8-0010

1歳6ヶ月児及び3歳児健診後のフォローとして、2歳・2歳6か月・3歳6か月・4歳・5歳・6歳時点で乳幼児歯科相談を実施しております。歯科医師による健診・フッ素塗布を実施しています。時期になりましたら、保健センターよりお知らせいたします。



5歳児健診

問 保健センター TEL8-0010

5歳児健診では、島外から小児科医や臨床心理士が来島します。お子さんの成長発達の状況、達成できていることや苦手なことを確認し、子育ての応援をするための健診です。1年後の就学に向けて準備を整えていく機会でもあります。

健診結果を受けて、保健師による育児健康相談、栄養士による栄養相談、希望により臨床心理士や作業療法士、言語聴覚士来島時に子育て相談をします。はまゆう保育園での保育にも今回の健診結果を生かします。

乳幼児予防接種

問 保健センター TEL8-0010

病気にかかってしまうと、重い後遺症が残ったり、命がおびやかされたりすることもある。そうならないためには、予防が一番。そのもっとも安全で確実な方法が、予防接種です。

神津島村では、月2回、診療所で予防接種をうけられる日をもうけております。接種日の2週間前までにわくわくげんぱくもしくはお電話にて予約をしてください。予防接種日は、母子関係予定表に記載されています。

わくわくげんぱくログインはこちらから↓

予防接種予約サービスについて

予防接種予約やキャンセルが、インターネット（携帯電話やパソコンなど）で、できるようになりました。

ヒブワクチン ロタ 四種混合 二種混合 日本脳炎

小児用肺炎球菌ワクチン ...など
その他ワクチン

https://cotoapli.net/kozu_hoken/

島外予防接種助成制度

問 保健センター TEL8-0010

■対象

- ・神津島村に住民登録があること。
- ・長期に内地に滞在するなどの理由で島内での予防接種をうけることが困難であること。
- ・神津島村より、予防接種を依頼された島外の医療機関での接種であること。

※依頼書の交付がないと助成を受けられません。

■助成の額について

助成額は決められており、満額は還付されない可能性があります。

詳しくは担当事務にご確認ください。

■手続きの流れ

- ①接種する医療機関を決める。
- ②接種に向けた出島の前に保健センターに来所し、依頼書の交付を申請する。
- ③依頼書を医療機関に持参し予防接種をうける：接種費用は一旦自費でお支払いいただきます。
- ④予防接種を行った日から半年以内に償還払いの手続きのため保健センターに来所する。

■申請に必要なもの

手続き②の場合：印鑑

手続き④の場合：印鑑

通帳もしくはキャッシュカード

※郵便局の場合は通帳をご持参ください

医療機関が発行した領収書

接種を確認できる母子手帳もしくは予診票

子育てを支える様々なサービス

● 困ったときの相談先

助産師来島事業

問 保健センター TEL8-0010

年3回助産師が来島し、乳房マッサージ、卒乳ケア、育児相談を行っています。自分ではトラブルを感じていなくとも、授乳後おっぱいが完全に空っぽにならず、たまっていたり詰まっていたりすることも考えられます。

開催日時が決まりましたら保健センターLINEでお知らせします。

子育て相談

問 保健センター TEL8-0010

年4回臨床心理士が来島し、子育てに関する相談をお受けします。指しゃぶり・爪かみなどの気になるクセ、言葉が遅い、落ち着きがないなどの発達に関する相談、子どもと接するのが辛いなどのお母さんの気持ちの相談もお受けします。

開催時期が決まりましたら、文字放送、LINEでお知らせいたします。

発達相談事業

問 保健センター TEL8-0010

年4回作業療法士・言語聴覚士が来島、年1回小児科医師が来島し、お子さんの行動(落ち着きのなさ、不器用さなど)や言葉(発音、吃音、言葉の遅れ)などの相談をお受けします。保健センターの理学療法士にも適宜相談ができます。

児童相談所全国共通ダイヤル



児童相談所は、都道府県、指定都市等が設置する機関で、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。相談は、匿名で行うこともでき、内容に関する秘密も守られます。電話番号は189です。

保健センター・子ども家庭支援センター

保健センター・子ども家庭支援センターでは、保健師、保育士がいつでもご相談を受け付けております。ちょっとした心配事や悩みでも大丈夫です。一人で抱え込めこまないで、相談してみましょう。

●ご相談先

保健センター	TEL04992-8-0010
保健師直通ダイヤル	TEL090-3594-4281
子ども家庭支援センター	TEL04992-8-1180
保健センターLINE	@iez1523c で検索 もしくは QRコード



●お子さんを預けたいと思ったら



乳幼児一時預かり



子ども家庭支援センター TEL8-1180

役場福祉課 TEL8-0011

家庭で子どもを育てている方々への支援として一時預かりを行っています。

□対象

- ☆神津島村に住所を持つ、生後6ヶ月から就学前までの子
- ☆保護者が下記の①～③の理由により、家庭での保育が一時的に困難となり、短時間の預かりが必要となる乳幼児
 - ① 保護者・兄弟姉妹が疾病のため通院
 - ② 保護者・兄弟姉妹が健診等を受診
 - ③ 保護者がリフレッシュのため
- ☆その他緊急的に預かりが必要と認められた子

□場所

子ども家庭支援センター

□利用日時

- 月曜日～金曜日(年末年始・祝祭日は除く)、午前8時30分～午後5時の間の1日4時間以内(間に合わない場合はご相談ください)。
- ☆リフレッシュ目的の場合は月5回まで
- ☆就労は月13回まで
- ☆その他の事情など(出産・通院等の事情で日中預かる保護者がいない場合)は月15回まで
- ☆月の規定回数内で、月15回までが上限です。

□申し込み方法

原則、利用日の5日前までに利用申請書を子ども家庭支援センターまたは役場福祉課にてご提出ください。利用の決定が決まりましたら、決定通知書を利用者ご本人にお渡しします。

□利用料金

- 無料
- ※当日キャンセルの場合キャンセル料(1,000円)が発生します。(利用者本人の発熱・ケガなどのやむおえない場合は除きます)
- ※やむを得ない場合の当日キャンセルは8:30分までにご連絡ください。
- ※連絡がない場合、予約時間を過ぎた場合は、理由を問わずキャンセル料が発生します。

●お子さんの遊び場所



すくすくサロン

問 保健センター TEL8-0010

未就園児のお子さんとその保護者の方を対象に、すくすくサロンを開催します。栄養士による栄養相談や保健師による身体計測・発育相談ができます。ママ友作りや情報交換の場としてもぜひご利用ください。

- ・場所 保健センターホール
- ・日程 月1回開催
- ・申し込み 不要

保健センターLINEでお知らせします。



生きがい健康センター和室開放

問 子ども家庭支援センター TEL8-1180

未就園児のお子さんとその保護者の方を対象に、生きがい健康センターの和室を平日午前9時～11時45分、不定期で午後2時～4時の間開放します。ぜひ遊びにきてください(10時から一時預かりのお子さんのおやつの間です。一緒にどうぞ)。

※和室内での携帯電話のご使用はお控えください。

子ども家庭支援センターで予定表を配布しています！





女性向けリフレッシュ体操

問 保健センター TEL8-0010

女性向けリフレッシュ体操は、日頃の運動不足や育児のストレスを運動で解消したい女性向けの運動教室です。希望者には予約制で託児も行います。理学療法士が不定期で開催いたします。

開催時期が決まりましたら、文字放送、LINEでお知らせいたします。

遊びの広場

問 子ども家庭支援センター TEL8-1180

親子で楽しく遊び、のびのびとした子育てや親子の仲間づくりができるようにとの願いから、就園前の子どもと保護者を対象に「遊びの広場」を開催します。子育て中のお母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、子育てに関わっている方も大歓迎です。保育士のスタッフや家庭支援センター職員に子育てについての相談もできます。

- ・ 場所 生きがい健康センターホール(変更の場合あり)
- ・ 内容 縁日ごっこ、ミニ運動会、クリスマス会など
- ・ 日程 月1回開催(8月はお休みです)
- ・ 申し込み 不要(クリスマス会のみ申し込み制)



神津島村図書館のご案内

乳幼児向けの絵本や紙芝居はもちろん、ママが知りたい子育てについての本も豊富な図書館。お散歩がてらに、ぜひご利用してみてください。

- ・ 開館時間 火曜日～日曜日 9時30分～17時00分まで
- ・ 休館日 毎週月曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～1月3日)
- ・ 貸出数・貸出期間等については神津島村図書館(TEL8-0405)にお問い合わせください。

離乳食教室

問 保健センター **TEL8-0010**

これから離乳食を始める保護者の方を対象に、月齢に合わせた食材の扱い方や調理方法を実演する教室を開催します。調理後は、実際に試食していただき、味・食感・量の目安を体験的に学べる内容です。対象となるご家庭には、健診時の声かけや保健センター公式LINEを通じてご案内しています。

3歳児食育教室(もぐもぐ教室)

問 保健センター **TEL8-0010**

3歳児(未就園児)のお子さんとその保護者を対象に、食育教室を開催します。春にはさつまいもの苗植え、秋にはさつまいも掘りを行い、収穫したさつまいもをその場で焼きいもにして味わう、季節を通した体験型のイベントです。

さらに、親子で一緒に調理を楽しむ「もぐもぐ教室」を年間4回程度開催する予定です。親子で食に触れ、作る楽しさや食べる喜びを感じられる内容となっています。

対象のご家庭には、保健センター公式LINEを通じてご案内しています。



3歳児工作

問 子ども家庭支援センター **TEL8-1180**

3歳のお子さんとその保護者を対象に、年に3回親子工作を行います。親子でたのしく工作をしてみませんか?対象の方には、子ども家庭支援センターよりお知らせいたします。

保育園・小学校

● はまゆう保育園



保育園への入所

問 役場福祉課 TEL8-0011

保育園は、保護者の就労や病気などの理由で、家庭で十分保育することができない場合に保護者に代わって保育を行います。集団生活を通して心身共に健全である子どもの育成を目指し保育していきます。

対象の方に向けて、12月上旬にご案内を送付いたします。保育園入所に関して、不明な点があればお気軽におたずねください。



入学・転入学

問 教育委員会 [TEL8-1222](tel:8-1222)

入学を予定されているお子さんには、小学校よりご案内をお送りします。

転入・転居された方は、前の学校が発行した在学証明書、教科書給与証明書をお持ち下さい。転出される方は、在学している学校から在学証明書などをもらい、転出先で手続きしてください。

小学校入学までの流れ

就学時健診

小学校に入学する子どもを対象に入学前の健康診断を行います。

入学通知書のお届け

小学校より各種ご案内を送付します。

入学

就学相談

問 教育委員会 [TEL8-1222](tel:8-1222)

神津小学校に入学する予定の児童で障害や心身に何らかの心配があり就学に不安を感じている保護者からの就学相談を受けています。相談をご希望される方は、お気軽にご連絡ください。



障害のあるお子さんへの支援

家庭や地域の中でバリア(障壁)を感じないで育っていけるよう、障害のあるお子さんたちとその家庭を支える福祉サービスがあります。

● 相談したいと思ったら

身体・知的障害者相談員へ

問 潮彩の会・地域活動支援センター **TEL8-0378**

身体・知的障害者相談員がさまざまな困りごとや必要な情報を提供しながら一緒に考えていきます。その場ですぐに解決できないことも、継続的にご相談をお受けしていきます。

必要があれば関係機関や地域のいろいろな方々と協力することもあります。たくさんの方々と支援の輪を広げ、さまざまなネットワークを活用して支援を行います。

■ 受付時間

月曜日～金曜日

午前9時～午後5時（年末年始を除く）

色々な分野の専門職へ

神津島村では理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、助産師、小児科医師などさまざまな専門職への相談事業を行っています。

「困っていることがあるけど、誰に相談して良いかわからない」「作業療法士ってどんなことを相談出来るの?」と思ったときは、保健センターまでご相談ください!!

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

● さまざまな制度のご案内

身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)

問 役場福祉課 TEL8-0011

■ 身体障害者手帳

身体の不自由な方が、法律に基づくいろいろなサービスを受けやすくするために交付される手帳です。障害の程度により 1 級～6 級までの区分があります。

■ 療育手帳(愛の手帳)

知的障害者(児)が、一貫した相談や様々なサービスを受けやすくするために、県知事から交付される手帳です。障害の程度により区分があります。

保健福祉手帳

問 保健センター TEL8-0010

精神障害者(児)が、いろいろなサービスを受けやすくするために、都知事から交付される手帳です。障害の程度により 1 級～3 級までの区分があり、2 年ごとに更新があります。

日常生活用具給付

問 役場福祉課 TEL8-0011

障害がある方に、日常生活を円滑に過ごすために必要な用具を給付します。障害者手帳を取得しており、医師の診断書がある場合に利用することができます。



児童育成手当（障害手当）



役場福祉課 TEL8-0011

児童育成手当（障害手当）は、東京都の制度で、下記支給対象のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している父・母または養育者の方に支給される手当です。

■支給対象者

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者

- ・「身体障害者手帳」1・2級程度の方
- ・「愛の手帳」1・2・3度程度の方
- ・「脳性まひ」または「進行性筋萎縮症」に罹患している方

※その他、障害の種類・程度が上記以外でも、診断書（所定の書式）の提出により認定になる場合があります。

■次の方は資格対象外です

- ・申請者の前年中の所得が所得制限限度額以上のとき
- ・児童が児童福祉施設等に入所しているとき

自立支援医療（精神通院医療）



保健センター TEL8-0010

精神科の病気のために、継続的に治療を受ける方の外来通院の治療費を、申請により一部助成します。

精神通院医療の治療費のほか、薬代及びデイケア・訪問看護・往診・てんかんの診療も制度の対象です。

医療支援サービス助成事業

問 社会福祉協議会 Tel8-0819
役場福祉課 Tel8-0011

この事業は、障害者（児）のうち島内の医療機関において治療の困難な人が、島外の医療機関を受診しなければならない場合に、島外への交通手段及び宿泊に対するサービスです。詳しくは、神津島村福祉課、もしくは社会福祉協議会へご連絡下さい。

■利用対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患医療受給者証など上記の交付を受けている者、また障害者総合支援法の対象となる疾病に罹患している者で、神津島に住所を有し、居住していること。

特別児童扶養手当

問 役場福祉課 Tel8-0011

特別児童扶養手当は国の制度で、20歳未満の障害児を監護する父母又は養育者に対して支給される手当です。

■支給対象者

- ・身体障害者手帳 1～3 級程度
- ・愛の手帳 1～3 級程度
- ・精神に一定の障害があり、日常生活に制限を受ける。
- ・内部障害も該当する場合があります。

※所得制限があります。

病気になったときには

お子さんの症状にどのように対処したらいいのか迷ったときは
下記の機関に相談ができます。

神津島村診療所



問 診療所 TEL8-1121

神津島村診療所では、総合的な診療を行っています。お子さんの具合が悪くなった際には、外来にお越し下さい。

- 当日の受診予約が可能な時間：7:00～11:00 ※診療所にお越しください。
- 診察時間：9:00～11:30

※風邪症状がある場合や夜間・救急の場合には受診前にお電話ください。

電話は24時間繋がります。

小児救急電話相談

小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスをうけられます。

いつもと様子が違う、顔色が悪いなど受診するかどうか迷うときには、ぜひご相談ください。

プッシュ回線、携帯電話から **#8000**

ダイヤル回線、公衆電話などすべての電話から

03-5285-8898

• 実施時間帯

平日（月～金曜）：18:00～翌朝 8:00

土曜・日曜・祝日・年末年始：8:00～翌朝 8:00 ※令和7年10月1日現在

小児慢性特定疾患治療研究事業

問 保健センター TEL8-0010

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

■対象 小児慢性特定疾病に罹患している 18 歳未満の児

※小児慢性特定疾病の詳細につきましては、かかりつけの医療機関もしくは保健センターにお問い合わせください。

小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業

問 保健センター TEL8-0010

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活で使う用具を給付しています。小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、特定の要件に該当する方が対象になります。詳しい要件は、保健センターにお問い合わせください。



島外医療機関にかかる交通費助成

問 役場福祉課 TEL8-0011

障害者(児)及び島内の医療機関で治療が困難な方に対して、島外の医療機関にかかる経費の一部を助成しています。

■対象者

- ①障害者手帳所持者、特定疾患医療受給者証所持者（診断書不要）
- ②島外の医療機関に疾病・ケガのため3か月に1回もしくはそれ以上に検査・治療が必要だと医療機関の医師が診断した方
※生活保護世帯、歯科受診は除く
※がん治療については、期間の設定は設けない
※年度の初めに医療機関の診断書が必要です
- ③付き添い者に関しては、医師が移動の際に介助を必要だと判断した場合に限る。（診断書の明記が必要）
- ④村税、その他村に納付すべき料金に滞納がない世帯
- ⑤神津島村に住所登録がある方

■申請に必要なもの

- ①各領収書(船・飛行機・タクシー・宿泊・医療機関)
※**受診日の前後それぞれ3日間までの領収書が有効**。受診日の4日前より早く出島したり、4日間以上残った場合は助成不可(どちらか該当の場合片道のみ助成)。
- ②飛行機利用の場合は、搭乗券もしくは搭乗証明書も提出
- ③印鑑
- ④初回の申請時には、金融機関の通帳もしくはカード
- ⑤初回の申請時及び年度当初には、医療機関の診断書(コピー不可)の取得が必要
※**診断書がなければ助成できませんのでご注意ください。診断書の内容については、必ず役場福祉課でご確認ください。**

■助成内容

①年間 10 回までの助成とする(がん治療を除く)

②次の助成額を助成する(支払い料金が低い場合はその金額とする)

種類		助成額等	対象経費
交通費	船賃・ 航空賃	○往復 6,000 円 ○小人船賃に限っては、 片道 2,500 円	●往復 6,000 円 ・片道適応の場合は 3,000 円 ・小人船賃片道 2,500 円 ●領収書の他に航空賃は搭乗 券もしくは搭乗証明書の添付
	タクシ ー料金	○1 日につき 1,000 円を上限とし、 助成とする。	●3 日分まで助成対象とする
宿泊費	宿泊費	○宿泊費については、1 泊につき 5,000 円	●一泊料金のみ助成する

■申請方法

医療機関を受診した日の翌月から 3 か月以内に申請してください。

自立支援医療(育成医療)

問 保健センター TEL8-0010

自立支援医療（育成医療）とは、制度の対象障がいの除去、軽減のために必要な医療費について医療保険の自己負担分を助成する制度です。

■対象者

- ①18歳未満の児童であること
 - ②保護者が都内に住所を有すること
 - ③現在身体に障がいを有している、または身体に疾患があり治療をせずに放置した場合、将来一定の障がいを残すと認められること
 - ④手術等の治療により、確実な治療効果が期待できること
- ※ただし①～④全てに該当する場合でも、所得の状況によっては制度の対象外になることがあります





令和 8 年 3 月
発行：神津島村保健センター